

我孫子市立湖北中学校「学校いじめ防止基本方針」

1, いじめとは

(1), いじめの定義

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。【文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より】

文部科学省では、(従来)「自分より弱い者に対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの」としてきたが、平成18年度に(上記のように)見直した。これにより、いじめられる側の精神的・身体的苦痛の認知として、いじめを認知しやすいようにしている。しかし、従来の調査基準にみられる、いじめは力の優位-劣位の関係に基づく力の乱用であり、攻撃が一過性でなく反復継続して行われるという指摘は、いじめの本質を的確に突いている。 《参考》 【「生徒指導提要」平成22年3月文部科学省より】

(2), いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、以下の①～⑧は、教職員が持つべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- ① いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

2, いじめ未然防止に努める

(1), 未然防止

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのために、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員が持ち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。子どもたち・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握したうえで、年間を見通した予防的、開発的な取組を計画・実施する必要がある。

(2), 先生の気づきが基本

子どもたちや学級の様子を知るためには、教職員の気づきが大切。同じ目線で物事を考え、共に笑い、涙し、怒り、子どもたちと場を共にすることが必要。その中で、子どもたちの些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めていくことが求められる。

(3) , 実態把握の方法

子どもたちの個々の状況や学級・学年・学校の状態を把握したうえで、いじめ問題への具体的な指導計画を立てることが必要です。そのためには、子どもたち及び保護者への意識調査や学級内の人間関係をとらえる調査、子どもたちのストレスに対して心理尺度等を用いた調査等を実態把握の一つの方法として用いることも有効です。また、配慮を要する子どもたちの進級や進学、転学に際しては、教職員間や学校間、校種間で適切な引き継ぎを行う必要がある。

(4) , 認め合い、支え合い、励まし合える仲間関係作り

主体的な活動を通して、子どもたちが自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じとれる「心の居場所づくり」に取り組む。子どもたちは、周りの環境によって大きな影響を受ける。子どもたちにとって、教職員の姿勢は、重要な教育環境の一つである。

教職員が子どもたちに対して愛情を持ち、配慮を要する子どもたちを中心に据えた温かい学級経営や教育活動を展開することが、子どもたちに自己存在感や充実感を与えることになり、いじめの発生を抑え、未然防止のうえでの大きな力になる。

(5) 生徒の自尊感情を高める。

授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりが必要である。その中で、「こんなに認められた」「人の役にたった」という経験が、子どもたちを成長させる。また、教師からの温かい声かけが、「認められた」と自己肯定感につながり、子どもたちは大きく変化する。

(6) 子供達の主体的な活動の促進

生徒会活動による自発的、自治的な活動で、いじめの防止を訴え、解決を図れるような取組を進めることは、効果的な方法である。

○異年齢交流

新入生を迎える会の開催、給食の準備や片付けの手伝い、読み聞かせの会、縦割り班での清掃活動・生徒会活動・運動会等での取組を通して、お互いに認め合い、助け合う関係が築けるようになった。

○「いじめSTOP！」宣言

生徒会が中心となり、「いじめSTOP！」を宣言する。相談箱の設置、標語の募集、ポスターづくり等の取組を進め、生徒会から全校生徒へ運動を広げた。

(7) 人権教育の充実

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを子どもたちに理解させることが大切です。また、子どもたちが人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る必要がある。

(8) 道徳教育の充実

未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳の授業が大きな力を発揮する。とりわけ、いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てることが大切になる。

子どもたちは、心根が揺さぶられる教材や資料に出会い、人としての「気高さ」や「心づかい」、「やさしさ」等に触れれば、自分自身の生活や行動を省み、いじめの抑止につながると考えられる。道徳の授業では、学級の児童生徒の実態に合わせて、題材や資料等の内容を十分に検討したうえで取り扱うことが重要である。

3, 早期発見に努める

(1) 教師の気づく力を高める

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と子どもたちとの信頼関係の構築に努めることが大切。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が子どもたちの小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。

また、教職員の間で情報を共有し、保護者や地域の方とも連携して情報を収集することが大切。一人一人の個性と向き合い、人権を守り尊重した教育活動を行う。そのためには、人権感覚を磨き、子どもたちの言葉をきちんと受けとめ、子どもたちの立場に立ち、集団の中で配慮を要する子どもたちに気づき、子どもたちの些細な言動から、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じとれるようになる。

○いじめのサインに敏感になる。例) 元気がない、遅刻しがち、体調不良、持ち物がなくなる等、

(2) 目を配る。

休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、子どもたちの様子に目を配る。「子どもがいるところには、教職員がいる」ことを目指し、子どもたちと共に過ごす機会を積極的に設けることは、いじめ発見に効果がある。また、教室にはいじめ防止ポスターや相談窓口などの掲示物を提示しておくことも大切である。成長の発達段階からみると、子どもたちは小学校中学年以降からグループを形成し始め、発達の個人差も大きくなる時期でもあることから、いじめが発生しやすくなる。担任を中心に教職員は、学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかを把握する必要がある、気になる言動が見られた場合、グループに対して適切な指導を行い、関係修復にあたる必要がある。

(3) いじめの行為が犯罪行為としてとられる場合は、毅然とした対応をとる。

- ア 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる ……………▶ 脅迫、名誉毀損、侮辱
- イ 仲間はずれ、集団による無視 ※刑罰法規には抵触しないが、他のいじめと同様に毅然とした対応が必要
- ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする ……………▶ 暴行
- エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする ……………▶ 暴行、傷害
- オ 金品をたかられる ……………▶ 恐喝
- カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする ……………▶ 窃盗、器物破損
- キ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする ……………▶ 強要、強制わいせつ
- ク パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる ……………▶ 名誉毀損、侮辱

(4) 教師の資質

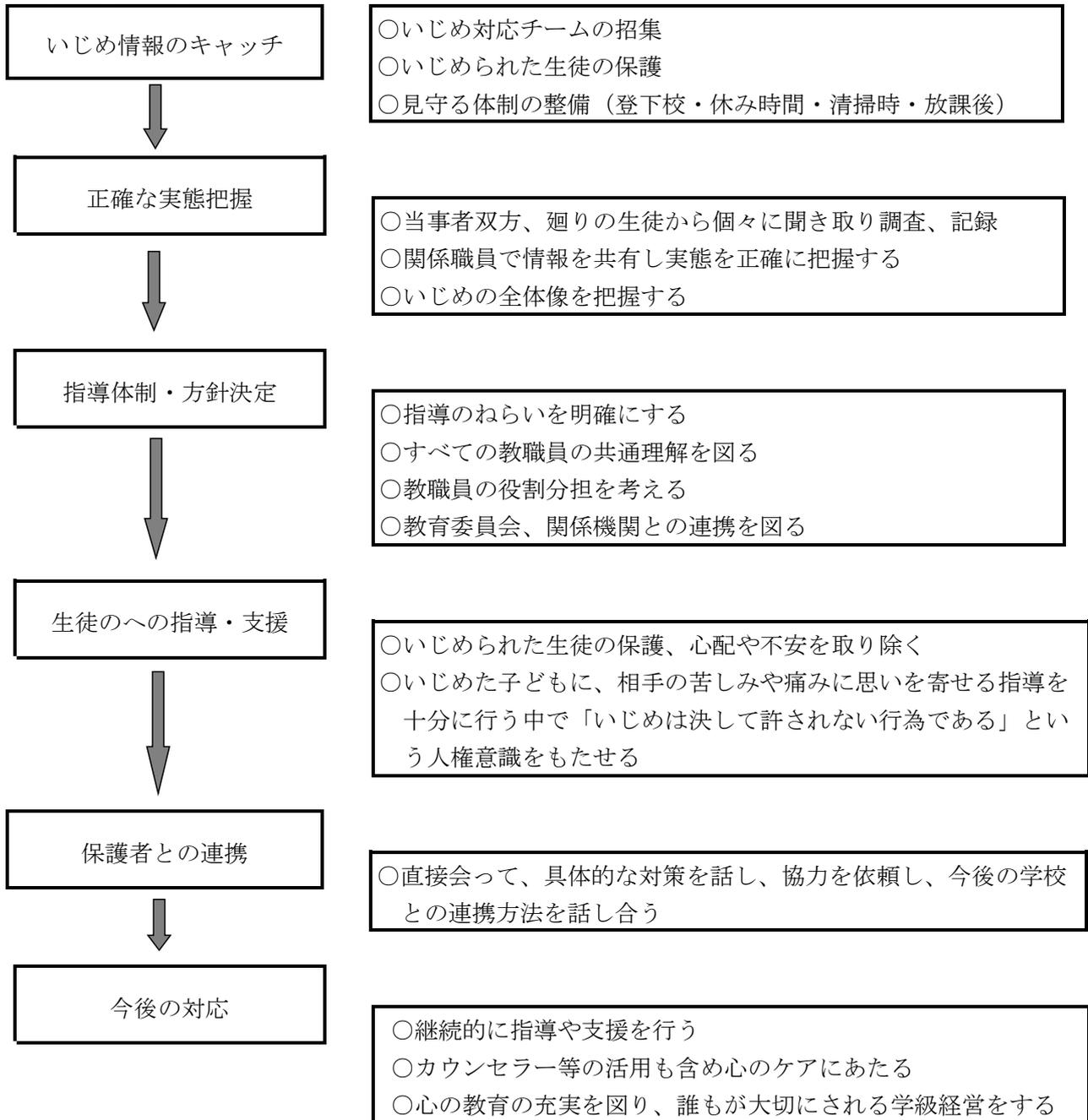
子どもたちは、教職員の一挙手一投足に目を向けている。教職員の何気ない言動が、子どもたちを傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合がある。教職員は、子どもたちの良きモデルとなり、慕われ、信頼されることが求められる。また温かい学級経営や教育活動を学年や学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、互いに学級経営や授業、生徒指導等について、尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職場の雰囲気大切である。そのために、校内組織が有効に機能し、様々な問題へ対応できる体制を構築するとともに、子どもたちと向き合う時間を確保し、心の通い合う学校づくりを推進することが必要である。

また、授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりが必要。その中で、「こんなに認められた」「人の役にたった」という経験が、子どもたちを成長させる。また、教職員の子どもたちへの温かい声かけが、「認められた」と自己肯定感につながり、子どもたちは大きく変化する。

4, 早期対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている子どもの苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る必要がある。

(1) 基本的な流れ



(2) いじめ発見時は迅速に対応

いじめを認知した教職員は、その時に、その場で、いじめを止めるとともに、いじめにかかわる関係者に適切な指導を行わなければならない。また、学級担任、生徒指導担当に連絡し、管理職に報告する。

(3) いじめられた生徒を絶対的に守り通す

相談に来た子どもや、いじめの情報を伝えに来た子どもから話を聴く場合は、他の子どもたちの目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮を行う。また、事実確認は、いじめられている子どもといじめている子どもを別の場所で行うことが必要。状況に応じて、いじめられている子ども、いじめ情報を伝えた子ども

を徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備する。

(4) 事実確認と情報の共有

いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじめている子どもから聴き取るとともに、周囲の子どもや保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。なお、保護者対応は、複数の教職員で対応し、事実に基づいて丁寧に行う。また、短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。

誰が誰をいじめているのか？ …………… 【加害者と被害者の確認】
いつ、どこで起こったのか？ …………… 【時間と場所の確認】
どんな内容のいじめか？どんな被害をうけたのか？ …………… 【内容】
いじめのきっかけは何か？ …………… 【背景と要因】
いつ頃から、どのくらい続いているのか？ …………… 【期間】

(5) , いじめが起きた場合の対応・いじめられた生徒に対して

○生徒に対して

- 事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ることを伝える。
- 必ず解決できる希望が持てることを伝える。
- 自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

○保護者に対して

- 発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝える。
- 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- 継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- 家庭で子どもの変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

(6) いじめが起きた場合の対応・いじめた生徒に対して

○生徒に対して

- いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、子どもの背景にも目を向け指導する。
- 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにし、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

○保護者に対して

- 家庭訪問をし、正確な事実関係を説明し、いじめられた子どもや保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- いじめは決して許されない行為であるという毅然とした姿勢を示し、家庭での指導を依頼する。
- 子どもの変容を図るために、今後のかかわり方、生活面での目標を一緒に考え、具体的な助言をし、変化を促す。

(7) いじめが起きた場合の対応・周りの子どもたちに対して

- 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
- はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。

- いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。
- いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

(8) いじめが起きた場合の対応・継続した指導

- いじめが解消したあとも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う。
- 教育相談、日記、手紙などで積極的にかかわり、その後の状況について把握に努める。
- いじめられた子どもに積極的に関わり、褒めたり、認めたりして、自信を取り戻させる。
- いじめられた子ども、いじめた子ども双方の、心のケアにあたる。
- いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取組を強化する。

(9) 迅速な対応

- 考え方を改め、迅速な対応を心掛ける。
 - いじめはどこでも起こる。気づいていないかも知れない。（本質の認識）
 - 注意深く、クラスの様子を観察する。（積極的な姿勢）
 - いじめかも？すぐに学年主任、副担任に相談しよう。（報告・連絡・相談）

5, ネット上のいじめの対応

未然防止には、子どものパソコンや携帯電話、スマートフォン等を第一義的に管理する保護者と連携し、被害を受けている子どもが発するサインを見逃さないよう、保護者との連携が不可欠である。

「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していくこともありうる。

(1) 未然防止の観点から

- 子どもたちのパソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において携帯電話の使い方などのルールづくり、不審な電話やメールを受けたときの対応方法、特に携帯電話を持たせる必要性について十分に話し合う。
- インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報が流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているという認識をもたせる。
- メールやソーシャルネットワーク・コミュニケーションツールの使い方について話し合い、書き込みや画像を掲載することについて家庭で十分に話し合う。
- ネット上に他人の悪口や許可を得てない画像を掲載した場合は、流出の可能性も含めて保護者と連携をとって、調査を行い、必ず削除するよう依頼する。

(2) 早期発見のために

- 書き込みや画像の削除やチェーンメールへの対応等、具体的な対応方法を子ども、保護者に助言し、協力して取り組む必要がある。
- 解決が困難な事例は、警察等の専門機関との連携が必要になる。

6, 組織対応について

(1) いじめ対応チームを設置する。

<構成員>校長、教頭、生徒指導、学年主任、部活動係、学年生徒指導係、養護教諭、カウンセラー等

(2) 指導体制チェックポイント

- いじめ問題の重大性をすべての教職員が認識し、校長を中心に未然防止「いじめを生まない土壌づくり」（人権教育、道徳教育、体験教育、特別活動等）に組織的に取り組んでいるか。
- いじめの態様や特質、原因、背景、具体的な指導上の留意点などについて職員会議や校内研修などの場で取り上げ、教職員間の共通理解を図っているか。
- いじめ問題について、特定の教職員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、報告・連絡・相談を確実にし、学校全体で組織的に対応しているか。

(3) 組織対応の流れ

教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で対応することが大切。学級担任が一人で抱えこみ、配慮に欠ける対応をして、児童生徒をよりつらい状況に追い込んだり、保護者とのトラブルに発展することもあるので、即日対応を心掛け、情報収集・事後処理にあたる。

また、生徒指導より指導方針・役割分担を明確にし、組織的に取り組むことが必要である。

- (1) 発見 ○日常の観察・アンケート・教育相談・周りや本人の訴えなどの情報
- (2) 情報収集 ○いじめ対応チームの招集（緊急対策会議・概要説明役割分担）
 ○被害者への聞き取り
 ○周りの生徒への聞き取り・情報収集
- (3) 事実確認 ○いじめ被害者への聞き取り
- (4) 方針決定

報告・共通理解・調査方針・分担決定

- (5) 対応 ○加害者への聞き取り

暴力恐喝があった場合は警察に相談

 ○今後に向けた生活のあり方について指導
 ○周りの生徒への指導
- (6) 解消経過観察 ○継続指導
 ○再発防止・未然防止指導

(4) 年間活動計画

- ※1 職員会議：いじめ対応マニュアル、指導方針や指導計画を提示し、全教職員で共通理解を図る。
- ※2 いじめ実態把握調査：児童生徒及び保護者を対象としたいじめ問題への意識調査を実施する。
- ※3 保護者向け啓発：学校の指導方針を保護者へ周知する。
- ※4 いじめアンケート：学校独自の簡単なアンケートを毎月実施する。

	職員会議など	未然防止に向けた取り組み	早期発見に向けた取り組み
4月	職員会議 いじめ対応チーム会議① (指導方針・計画等)	いじめ実態把握調査 道徳・特別活動計画へ反映	
5月		保護者会で保護者に向けて啓発	いじめアンケート 家庭訪問で保護者への聞き取り 学級での仲間作り(全学年)
6月	事案発生時 緊急対策会議の招集		いじめアンケート いじめられた生徒への聞き取り調査 問題解決に向けた指導
7月	いじめ対応チーム会議②	保護者会で保護者に向けて啓発	経過観察 いじめアンケート
8月			
9月	いじめ対応チーム会議③		いじめアンケート 教育相談
10月			いじめアンケート
11月			いじめアンケート いじめられた生徒への聞き取り調査 問題解決に向けた指導
12月	いじめ対応チーム会議④	保護者会で保護者に向けて啓発	経過観察 いじめアンケート
1月	いじめ対応チーム会議⑤		いじめアンケート 教育相談
2月			いじめアンケート
3月	いじめ対応チーム会議⑥	保護者会で保護者に向けて啓発	いじめアンケート